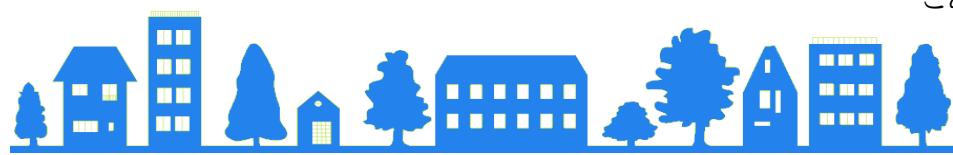


第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画（案）

〈概要〉

ごみ減量推進課



1. 計画の策定について

計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」と言う。)及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めたものです。今回、区の廃棄物処理をとりまく状況の変化を踏まえ、新たに計画を策定しました。

計画期間

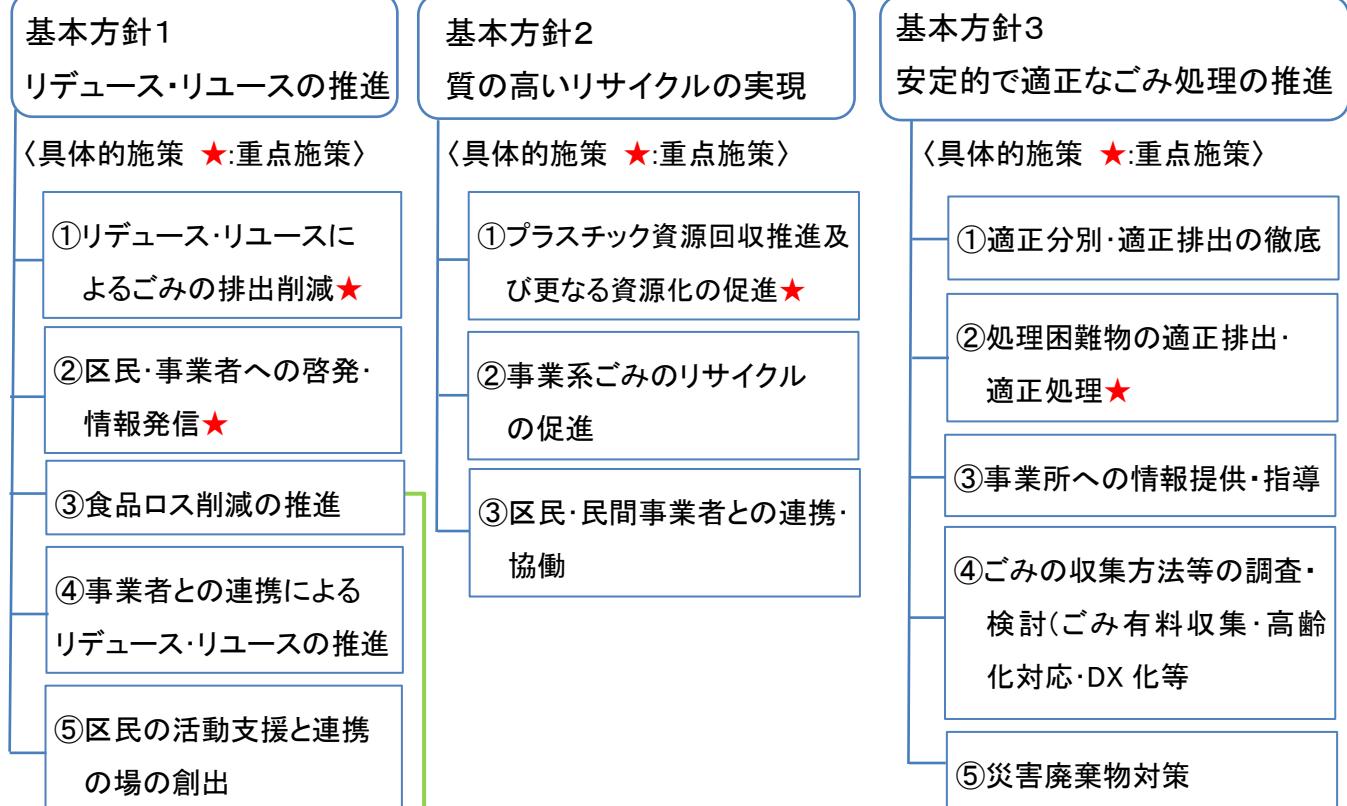
計画期間は令和8(2026)年度から令和22(2040)年度までの15年間とします。

計画の対象範囲

計画の対象は、区内で発生する一般廃棄物です。

2. 基本理念・基本方針・具体的施策

基本理念：持続可能な循環型社会を実現するまち としま



3. 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進計画の方針・目標

一般廃棄物処理基本計画の基本理念「持続可能な循環型社会を実現するまち としま」の下、食品ロスのリデュース(発生抑制)及び食品を必要としている人に届けるリユース(再使用)に加え、区民、事業者、行政、NPO 法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解を図りながら、互いに連携し一体となって食品ロスの削減に取り組みます。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とします。

食品ロス削減推進の目標

(1) 本区における家庭系食品ロス量を令和 17 年(2035)年度までに 3,390 トン(年 2.4% 削減)とします。

	令和6(2024)年度	令和 17(2035)年度
家庭系食品ロス量(t)	4,486t	⇒ 3,390t

(2) 区民アンケート調査等により区民の食品ロス削減状況を把握し、令和 17(2035)年度までに食品ロスの削減に取り組む区民の割合を 90% 以上にしていきます。

	令和6(2024)年度	令和 17(2035)年度
食品ロスの削減に取り組む区民の割合(%)	78.8%	⇒ 90%

食品ロス削減のための取組み(★:重点施策)



情報発信・普及啓発の推進★



販売店や飲食店との協力体制の充実★



大学や教育機関との連携



関係団体との連携



事業者としての本区の取組の推進